

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

平成 29 年 11 月 30 日

【発行者の名称】

株式会社パパネッツ
(PAPANETS CO., Ltd)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 伊藤 裕昭

【本店の所在の場所】

埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目 5 番 17 号 9 階

【電話番号】

(048)960-5088 (代表)

【事務連絡者氏名】

常務取締役 宮崎 恵子

【担当 J-Adviser の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役 下山 均

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

【電話番号】

(03)3666-2101

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社パパネッツ

<http://www.papanets.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<http://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関

する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第23期（中間）	第21期	第22期
会計期間		自 平成29年 3月 1日 至 平成29年 8月 31日	平成28年 2月	平成29年 2月
売上高	(千円)	1,132,966	1,503,624	2,057,137
経常利益	(千円)	38,612	12,376	94,381
中間（当期）純利益	(千円)	24,976	13,121	66,198
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—
資本金	(千円)	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数	(株)	172,500	172,500	172,500
純資産額	(千円)	266,535	179,384	245,583
総資産額	(千円)	898,037	503,197	610,929
1株当たり純資産額	(円)	1,545.13	1,039.91	1,423.67
1株当たり中間（当期）純利益金額	(円)	144.79	105.31	383.76
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額	(円)	—	—	—
1株当たり配当額 （1株当たり中間配当額）	(円)	—	— (—)	7,000 (—)
自己資本比率	(%)	29.7	35.6	40.2
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	2,868	77,976	45,581
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△264,706	△19,667	△48,231
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	326,139	21,264	△10,012
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	(千円)	167,757	116,117	103,456
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	57 (—)	55 (—)	59 (—)

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成していませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については掲載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれていません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載していません。

4. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

5. 第21期及び第22期の1株当たり中間配当額については、中間配当を行っていないため記載していません。

6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。

7. 第22期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）の財務諸表について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき至誠清新監査法人の監査を、第23期中間会計期間（平成29年3月1日から平成29年8月31日まで）の中間財務諸表について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき至誠清新監査法人の中間監査を、それぞれ受けておりますが、第21期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
8. 平成29年9月8日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行いました。第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、発行済株式総数及び1株当たり情報を算定しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成29年8月31日現在

従業員数(名)	57 (一)
---------	--------

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社は、御用聴き事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が見られ、消費の回復を後押しするなど回復基調で推移したものの、生産年齢人口の減少に伴う人手不足などを踏まえると、今後も先行きが不透明な状況が継続すると思われま

す。一方で、当社として注力をしている「御用聴き産業」として、汎用性の高い労働力の受け皿のニーズは底堅く推移しております。このような環境の中で、前事業年度に福岡営業所、当中間会計期間に備品管理センターの開設等、営業エリアと事業の拡大をしております。

これらの結果、売上高は1,132,966千円、営業利益は46,475千円、経常利益は38,612千円、中間純利益は24,976千円となりました。

なお、当社は御用聴き事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

また、当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。(以下、「(2) キャッシュ・フローの状況」、「2【生産、受注及び販売の状況】」、「7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】」においても同じ。)

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は167,757千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は2,868千円となりました。主な増加要因は、税引前中間純利益の計上38,612千円、売上債権の減少額17,910千円等によるものであり、主な減少要因は未払費用の減少額58,060千円等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は264,706千円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出144,894千円、無形固定資産の取得による支出109,469千円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は326,139千円となりました。増加要因は短期借入金の純増加額190,000千円、長期借入れによる収入145,000千円によるものであり、減少要因は長期借入金の返済による支出4,836千円、配当金の支払額4,025千円によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

各事業共に概ね受注から役務提供の開始までの期間が短いため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を示すと、次のとおりです。

サービスの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
管理会社サポート事業	719,299	—
インテリア・トータルサポート事業	399,996	—
その他	13,670	—
合計	1,132,966	—

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当中間会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
エリアリンク株式会社	139,783	12.3
株式会社マックスファシリティーズ	138,950	12.3

2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

前事業年度の発行者情報公表後、本発行者情報公表日までに重要な変更事項はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は平成 29 年 9 月 25 日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(1) J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。

当社では、平成 28 年 12 月 10 日の取締役会において、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することを決議し、平成 29 年 1 月 31 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約書（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効

力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（(3) b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下この b において同じ。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を（株）東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行す

る買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑩全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑪反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑫その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は478,020千円で、前事業年度末に比べ47,092千円増加しております。現金及び預金の増加64,301千円、売掛金の減少7,824千円、前払費用の減少6,655千円がその主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は420,016千円で、前事業年度末に比べ240,014千円増加しております。建物の増加47,887千円、土地の増加99,972千円、特許権の増加79,400千円、ソフトウェア仮勘定の増加20,000千円がその主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は449,228千円で、前事業年度末に比べ116,963千円増加しております。短期借入金の増加190,000千円、未払費用の減少63,516千円、未払法人税等の減少11,885千円がその主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は182,273千円で、前事業年度末に比べ149,192千円増加しております。長期借入金の増加130,492千円、役員退職慰労引当金の増加6,745千円がその主な変動要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は266,535千円で、前事業年度末に比べ20,951千円増加しております。中間純利益の計上24,976千円、配当金の支払による減少4,025千円がその変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間に以下の設備を取得いたしました。

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内 容	帳簿価額 (千円)					従業員数 (名)
			建物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	合計	
パパネッツ越谷ビル (埼玉県越谷市)	—	本社及び 賃貸用不 動産	46,333	—	—	99,972 (406.44)	146,306	6

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (平成29年8月31日)	公表日現在発行数(株) (平成29年11月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,300	1,725	575	172,500	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株 (平成29年11月30日現在)
計	2,300	1,725	575	172,500	—	—

- (注) 1. 平成29年8月21日開催の取締役会決議により、平成29年9月8日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は687,700株増加し、690,000株となっております。
2. 平成29年8月21日開催の取締役会決議により、平成29年9月8日付で普通株式1株を300株に分割しております。これにより発行済株式数は171,925株増加し、172,500株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成29年8月31日 (注)	—	575	—	50,000	—	—

- (注) 平成29年8月21日開催の取締役会決議により、平成29年9月8日付で普通株式1株を300株に分割しております。これにより発行済株式数は171,925株増加し、172,500株となっております。

(6) 【大株主の状況】

平成29年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
株式会社花明	埼玉県北葛飾郡松伏町	400	69.57
中本 久富	埼玉県北葛飾郡松伏町	175	30.43
計	—	575	100.00

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 平成29年8月21日開催の取締役会決議により、平成29年9月8日付で普通株式1株を300株に分割しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 575	575	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	575	—	—
総株主の議決権	—	575	—

(注) 平成29年9月8日付で普通株式1株を300株に分割しております。また、平成29年9月8日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストック・オプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

月別	平成 29 年 3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 当社株式は、平成 29 年 10 月 30 日付で東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

3【役員の様況】

前事業年度の発行者情報公表後、本発行者情報公表日までにおいて、役員の様動はありません。

4【関連当事者取引】

役員及び個人主要株主等

当中間会計期間(自 平成29年 3 月 1 日 至 平成29年 8 月31日)

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	中間会計期間末残高
主要株主(個人)が議決権の過半数を所有している会社	株式会社三協運輸サービス	埼玉県越谷市	5,500	一般貨物運送業	なし	関東圏内の配送委託	配送委託料の支払(注2)	117,804	未払費用	19,969
						関東圏内の巡回、商品設置業務委託	巡回、商品設置委託料の支払(注2)	68,122	未払費用	12,971
						特許権の取得	取得代金の支払(注3)	80,000	-	-

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりませんが、中間会計期間末残高には含まれております。
 2. 取引の都度、交渉して価格を決定しており、支払条件は第三者と比較して同等であります。
 3. 弁理士の鑑定価格に基づき決定しております。

第6【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- (3) 当社は、前中間会計期間(平成28年3月1日から平成28年8月31日まで)の中間財務諸表は作成していないため、前中間会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(平成29年3月1日から平成29年8月31日まで)の中間財務諸表について、至誠清新監査法人により中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年 2月28日)	当中間会計期間 (平成29年 8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	103,456	167,757
売掛金	287,922	280,098
商品	6,083	6,111
貯蔵品	5,874	5,896
前払費用	19,490	12,835
繰延税金資産	3,900	2,983
その他	5,258	3,207
貸倒引当金	△1,060	△871
流動資産合計	430,927	478,020
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	18,909	※2 66,797
車両運搬具（純額）	3,477	2,800
工具、器具及び備品（純額）	2,060	5,683
土地	66,265	※2 166,237
建設仮勘定	10,000	—
有形固定資産合計	※1 100,713	※1 241,518
無形固定資産		
特許権	—	79,400
電話加入権	451	451
ソフトウェア	36,376	34,888
ソフトウェア仮勘定	10,600	30,600
無形固定資産合計	47,427	145,340
投資その他の資産		
長期前払費用	4,779	3,316
繰延税金資産	7,697	10,458
敷金及び保証金	14,369	19,352
その他	5,014	30
投資その他の資産合計	31,860	33,157
固定資産合計	180,002	420,016
資産合計	610,929	898,037

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当中間会計期間 (平成29年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,271	7,453
短期借入金	※3 25,000	※3 215,000
1年内返済予定の長期借入金	—	※2 9,672
未払費用	253,489	189,973
未払法人税等	27,365	15,479
未払消費税等	12,313	—
賞与引当金	3,209	6,383
その他	4,616	5,265
流動負債合計	332,264	449,228
固定負債		
長期借入金	—	※2 130,492
退職給付引当金	13,740	15,071
役員退職慰労引当金	19,340	26,085
その他	—	10,625
固定負債合計	33,080	182,273
負債合計	365,345	631,501
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	114,450	114,450
資本剰余金合計	114,450	114,450
利益剰余金		
利益準備金	—	402
その他利益剰余金		
別途積立金	2,000	2,000
繰越利益剰余金	79,133	99,681
利益剰余金合計	81,133	102,084
株主資本合計	245,583	266,535
純資産合計	245,583	266,535
負債純資産合計	610,929	898,037

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日)
売上高	1,132,966
売上原価	850,261
売上総利益	282,704
販売費及び一般管理費	236,228
営業利益	46,475
営業外収益	
受取利息	150
受取手数料	363
その他	1,105
営業外収益合計	1,618
営業外費用	
支払利息	745
支払報酬料	8,492
その他	243
営業外費用合計	9,481
経常利益	38,612
税引前中間純利益	38,612
法人税、住民税及び事業税	15,480
法人税等調整額	△1,843
法人税等合計	13,636
中間純利益	24,976

【中間売上原価明細書】

区分	当中間会計期間 (自 平成 29 年 3 月 1 日 至 平成 29 年 8 月 31 日)		
	金額(千円)		構成比 (%)
I 商品売上原価			
1 商品期首たな卸高	6,083		
2 当期商品仕入高	41,589		
合計	47,673		
3 商品期末たな卸高	6,111	41,561	4.9
II サービス売上原価			
1 労務費	12,240		
2 外注費	640,804		
3 経費	155,655		
当期総サービス費用	808,700	808,700	95.1
売上原価		850,261	100.0

③ 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間 (自 平成29年 3 月 1 日 至 平成29年 8 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本							株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計		
		その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	50,000	114,450	114,450	—	2,000	79,133	81,133	245,583	245,583
当中間期変動額									
剰余金の配当						△4,025	△4,025	△4,025	△4,025
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立て				402		△402	—	—	—
中間純利益						24,976	24,976	24,976	24,976
当中間期変動額合計	—	—	—	402	—	20,548	20,951	20,951	20,951
当中間期末残高	50,000	114,450	114,450	402	2,000	99,681	102,084	266,535	266,535

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	38,612
減価償却費	10,195
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△188
賞与引当金の増減額 (△は減少)	3,174
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	1,330
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	6,745
受取利息	△150
支払利息	745
売上債権の増減額 (△は増加)	17,910
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△50
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,182
未払費用の増減額 (△は減少)	△58,060
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△12,313
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△2,113
その他	23,930
小計	30,951
利息の受取額	168
利息の支払額	△885
法人税等の支払額	△27,365
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,868
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△144,894
無形固定資産の取得による支出	△109,469
敷金及び保証金の差入による支出	△4,997
敷金及び保証金の返還による収入	14
その他	△5,359
投資活動によるキャッシュ・フロー	△264,706
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	190,000
長期借入れによる収入	145,000
長期借入金の返済による支出	△4,836
配当金の支払額	△4,025
財務活動によるキャッシュ・フロー	326,139
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	64,301
現金及び現金同等物の期首残高	103,456
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 167,757

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

(中間貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	16年～31年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	4年～5年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア(自社利用分)について、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る中間期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間期末要支給額を計上しております。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当中間会計期間 (平成29年8月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	16,860 千円	20,609 千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当中間会計期間 (平成29年8月31日)
建物 (純額)	－ 千円	46,333 千円
土地	－ 〃	99,972 〃
計	－ 千円	146,306 千円

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当中間会計期間 (平成29年8月31日)
1年内返済予定の長期借入金	－ 千円	9,672 千円
長期借入金	－ 〃	130,492 〃
計	－ 千円	140,164 千円

※3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。
当中間会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当中間会計期間 (平成29年8月31日)
当座貸越極度額	400,000 千円	500,000 千円
借入実行残高	25,000 〃	215,000 〃
差引額	375,000 千円	285,000 千円

(中間損益計算書関係)

減価償却実施額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日)
有形固定資産	3,748 千円
無形固定資産	6,446 〃

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	575	171,925	－	172,500

(変動事由の概要)

株式分割による増加 171,925 株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年4月23日 定時株主総会	普通株式	4,025	7,000	平成29年2月28日	平成29年4月24日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおり
であります。

	当中間会計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日)
現金及び預金	167,757千円
現金及び現金同等物	167,757千円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)を参照ください）。

前事業年度（平成29年2月28日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	103,456	103,456	—
(2) 売掛金	287,922	287,922	—
資産計	391,379	391,379	—
(1) 買掛金	6,271	6,271	—
(2) 短期借入金	25,000	25,000	—
(3) 未払費用	253,489	253,489	—
(4) 未払法人税等	27,365	27,365	—
(5) 未払消費税等	12,313	12,313	—
(6) 長期借入金	—	—	—
負債計	324,439	324,439	—

当中間会計期間（平成29年8月31日）

	中間貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	167,757	167,757	—
(2) 売掛金	280,098	280,098	—
資産計	447,856	447,856	—
(1) 買掛金	7,453	7,453	—
(2) 短期借入金	215,000	215,000	—
(3) 未払費用	189,973	189,973	—
(4) 未払法人税等	15,479	15,479	—
(5) 未払消費税等	—	—	—
(6) 長期借入金(※)	140,164	141,306	1,142
負債計	568,070	569,212	1,142

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、並びに(5) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）

(単位：千円)

区分	平成29年2月28日	平成29年8月31日
敷金及び保証金	14,369	19,352

これらについては、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(賃貸等不動産関係)

当社では、埼玉県においてオフィスビル（土地を含む）、埼玉県と千葉県に倉庫を有しております。オフィスビルの一部については、自社のオフィスとして使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、期中増減額並びに中間決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：千円)

			前事業年度 (平成29年2月28日)	当中間会計期間 (平成29年8月31日)
賃貸等不動産	中間貸借対照表計上額 (貸借対照表計上額)	期首残高	85,283	84,496
		期中増減額	△787	△398
		中間期末 (期末)残高	84,496	84,097
	中間期末(期末)時価		73,599	73,599
賃貸等不動産として 使用される 部分を含む不動産	中間貸借対照表計上額 (貸借対照表計上額)	期首残高	—	—
		期中増減額	—	147,838
		中間期末 (期末)残高	—	146,306
	中間期末(期末)時価		—	114,920

(注) 1. 中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の当中間会計期間の主な増加は、オフィスビルの取得（147,838千円）であります。

3. 中間期末（期末）の時価は、主として直近の取得価額並びに「路線価」及び「固定資産税評価額」に基いて自社で算定した金額によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、御用聴き事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

I. 当中間会計期間（自 平成 29 年 3 月 1 日 至 平成 29 年 8 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	管理会社サポート 事業	インテリア・トータルサポート事業	その他	合計
外部顧客への 売上高	719,299	399,996	13,670	1,132,966

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
エアリンク株式会社	139,783
株式会社マックスファシリティーズ	138,950

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額並びに 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成 29 年 2 月 28 日)	当中間会計期間 (平成 29 年 8 月 31 日)
(1) 1 株当たり純資産額	1,423 円 67 銭	1,545 円 13 銭

	当中間会計期間 (自 平成29年 3 月 1 日 至 平成29年 8 月31日)
(2) 1 株当たり中間純利益金額	144 円 79 銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額 (千円)	24,976
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額 (千円)	24,976
普通株式の期中平均株式数 (株)	172,500

(注) 1. 平成 29 年 9 月 8 日付で普通株式 1 株につき 300 株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり中間純利益金額を算定しております。

2. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成 29 年 11 月 22 日

株式会社 パパネッツ
取締役会 御中

至 誠 清 新 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 森 脇 淳



代表社員
業務執行社員 公認会計士 梅澤 慶介



当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社パパネッツの平成 29 年 3 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日までの第 23 期事業年度の中間会計期間（平成 29 年 3 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社パパネッツの平成 29 年 8 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成 29 年 3 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上